

▼教員免許状の取得に際して

教育職員免許状(以下、教員免許状)は、教育職員免許法に定められた方法で単位を修得した方に対し、各都道府県教育委員会が授与します。ただし、教育職員免許法第5条第1項第3号～7号に該当する方には教員免許状が授与されないため、教員免許状の取得を目的として本学通信教育課程に入学することはできませんので留意してください。

本学における教員免許状の取得にかかる開設課程は以下の通りです。

- 学部(本科)** 大学卒業(学士の学位取得)と同時に教員免許状の取得を目指す(入学後「科目別履修登録」が必須)。
- 課程本科** 日本の大学または短期大学卒業業者で教員免許状に必要な科目のみを履修する。
- 科目履修コース** 自身で教員免許状の取得に必要な科目を1科目から選択し、登録・履修する(実習・演習系科目を除く)。

入学課程は、最終学歴ならびに所持する教員免許状の有無、教員としての在職年数等により異なります。初めて教員免許状を取得する方は本頁、既に教員免許状を所持されている方はp.5を確認してください。

【参考 入学志願に際し確認してください】

各都道府県教育委員会は、教員採用にあたりおおむね以下の条件を設定していますので留意してください。

- ・地方公務員法第16条および学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者※
- ・正常な教育活動に支障のある著しい障害と疾病を有していない者
- ・採用年齢制限を超えていないこと
- ※地方公務員法第16条および学校教育法第9条は、教育職員免許法第5条第1項第3号～7号と同様

【初めて教員免許状を取得する場合・不足する単位を修得する場合】(教育職員免許法第5条別表第1適用)

最終学歴	取得希望の校種	条件(修得済み科目等の有無)	入学前の確認・(単位)指導先	入学課程	掲載頁
高等学校卒業以上	学部(本科)に入学後、別途「科目別履修登録」(p.24)を行ない、卒業と同時に教員免許状(1種免許状)の取得を目指します。			学部(本科) ※入学後「科目別履修登録」が必須	p.18
短期大学卒業	幼稚園 小学校 中学校 高等学校	以下①・②のいずれかに該当 ①短期大学では教職課程を履修していない ②短期大学で取り残した科目に以下の科目がある ・教育実習(事前事後指導科目を含む) ・教職実践演習 ・介護等体験(小学校・中学校のみ)		課程本科	p.62
短期大学士の学位所持	幼稚園 小学校 中学校	短期大学で上記②の科目はすべて修得済みであり、上記②に該当しない科目の履修が必要	出身短期大学	科目履修コース 第5条別表第1	p.100
大学卒業	幼稚園 小学校 中学校 高等学校	以下①・②のいずれかに該当 ①大学では教職課程を履修していない ②大学で取り残した科目に以下の科目がある ・教育実習(事前事後指導科目を含む) ・教職実践演習 ・介護等体験(小学校・中学校のみ)		課程本科	p.62
学士の学位所持	幼稚園 小学校 中学校	大学で上記②の科目はすべて修得済みであり、上記②に該当しない科目の履修が必要	出身大学	科目履修コース 第5条別表第1	p.100

・課程本科は1つの教員免許状取得課程にのみ入学可能です。一度に2つ(教育学科は3つまで)の教員免許状の取得を希望する場合は学部(本科)への入学を検討してください(中学校・高等学校で同教科の場合は同時に取得可能です)。

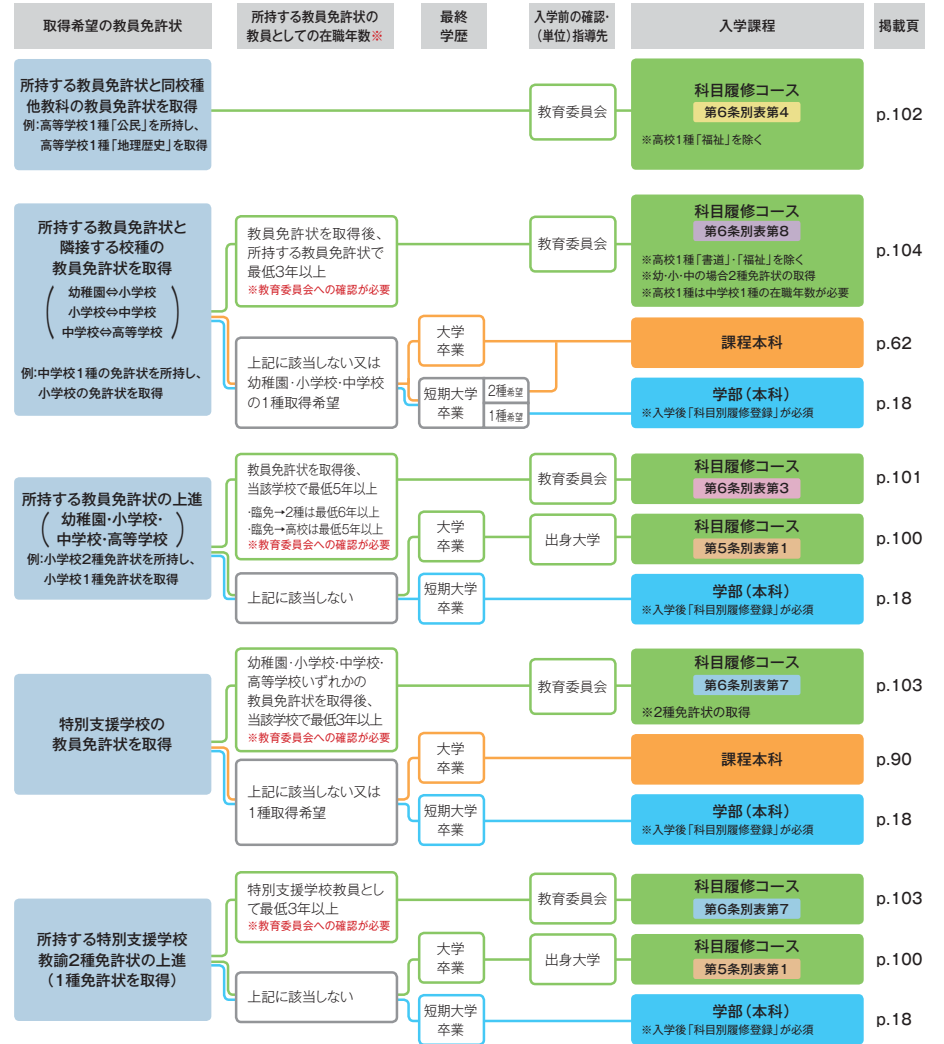
例えば、特別支援学校教諭免許状を取得希望の場合は、基礎となる教員免許状が必要となります。課程本科で基礎となる教員免許状を取得後、改めて当該免許状の取得を目指すか、学部(本科)で基礎となる教員免許状と同時に当該免許状の取得を目指すことができます。

・高校1種「福祉」取得希望で本学社会福祉学科または健康福祉学科卒業業者(通学・通信共通)以外は学部(本科)に入学してください。
・教育職員免許法では2種免許状の教員に1種免許状の取得努力義務規定があるため、大学卒業業者の場合は1種免許状の取得を推奨します。
・18歳以上で高等学校を卒業していない方もしくは高等学校卒業と同等以上の資格を有しない方は、本科入学資格コースに入学し、修了後に学部(本科)へ入学してください(p.134)。

【既に教員免許状を所持し、新たに教員免許状を取得する場合】

以下のいずれの場合においても、自身が対象となるのか、また、どの科目(単位)の修得が必要となるのかは、入学志願前に所轄(現職の方は学校の所在地、現職でない方は居住地)の都道府県教育委員会で指導を受けてください。科目履修コースへ入学される場合、取得根拠が教育職員免許法第5条別表第1適用の場合は、出身大学・短期大学での単位の確認・指導となります。したがって、本学での単位の確認・指導の対象は、本学通信教育課程出身者で教育職員免許法第5条別表第1を適用し科目履修コースで単位を修得する場合に限ります。それ以外の方につきましては、本学での単位の確認・指導は一切できませんので留意してください。

なお、教育委員会や出身大学・短期大学で指導を受けられる際には、事前に「学力に関する証明書」等の必要書類を確認のうえ、必ずこの冊子を持参してください。



※所持する教員免許状の教員としての在職年数の算定は、常勤、非常勤等「教員」としての任用形態によって異なりますので、必ず都道府県教育委員会に確認してください(教育職員免許法 第6条別表第3 第6条別表第7 第6条別表第8 共通)。